

IASB 公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 かすが けいた
春日 敬太

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から 2021 年 7 月に公表された公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（以下「本公開草案」という。）に対して、2021 年 9 月にコメント・レターを送付している。

本公開草案の概要

多くの保険企業は、IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的な免除を利用して、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号「保険契約」を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に同時に初めて適用する。しかし、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号では経過措置に相違があるために、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報において、IFRS 第 9 号について金融資産を修正再表示していない状況で重大な一過性の会計上のミスマッチが生じ、比較情報の有用性に重大な影響を与える可能性があるという懸念が複数の企業から IASB に寄せられた。

本公開草案はこの懸念に対処する緊急の救済措置であり、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報の有用性を改善できるようにするための IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正として、企業が対象となる金融資産に「分類上書き」（IFRS 第 9 号の分類及び測定 of 要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示すること）を適用することを認めることを提案している（『季刊会計基準』第 74 号「IASB 公開草案『IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報』の概要」も併せて参照されたい）。

コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

(1) 一般論として、厳正なデュー・プロセスを経て一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準及び IFRS 基準を開発する IASB の信頼性を損なう可能性があるために、望ましいことではないものと考えている。

一方、修正せずにそのまま導入すると、適切でない情報提供となる可能性が大きくなることや、重大な課題が発生する場合には、速やかに是正措置をとるべきであるという考え方も理解できる。

この点、本公開草案で提起されている問題（現行の経過措置では潜在的に重要な会計上のミスマッチが発生すること）は、後者に該当するものであり、発効日前に基準を修正することも止むを得ないと考えられる。

(2) 今回の修正提案は緊急の是正措置であることを鑑み、具体的な修正内容は、本公開草案の結論の根拠に記載されている論拠も考慮して、受入れ可能なものと思われる。